

## 洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 9 月 会 議

### 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 7 年 9 月 1 8 日 (木曜日) 午後 1 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 認定第 1 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について  
認定第 2 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について  
認定第 3 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について  
認定第 4 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
認定第 5 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について  
認定第 6 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について  
認定第 7 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 意見書案第 5 号 OTC 類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書 (案) について
- 日程第 4 意見書案第 6 号 核兵器禁止条例への参加・署名・批准を行うことを求める意見書 (案) について
- 日程第 5 意見書案第 7 号 地方財政の充実・強化に関する意見書 (案) について
- 日程第 6 意見書案第 8 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書 (案) について
- 日程第 7 承認第 2 号 議員の派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 7 まで議事日程に同じ

---

### 出席議員 (12 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	10 番	石 川 諭 君
11 番	板 垣 正 人 君	12 番	大 西 智 君

---

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経 済 部 長	佐 野 大 次 君
洞爺総合 支 所 長	若 木 涉 君	経 済 部 長 次 長	篠 原 哲 也 君
洞爺総合 支 所 副 支 所 長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	政策推進 課 長	野 呂 圭 一 君
住民税務 課 長	宮 下 信 一 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
子育て支 援 課 長	平 間 義 陸 君	介護高齢 課 長	鎌 田 智 子 君
観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君	産業振興 課 長	仙 波 貴 樹 君
生活環境 課 長	高 橋 謙 介 君	上下水道 課 長	宮 古 義 信 君
地域振興 課 長	後 藤 和 郎 君	会 計 者 管 理 者	兼 村 憲 三 君
教 育 長	渋 川 賢 一 君	教育指導 参 与	山 本 惠 一 郎 君
教育推進 課 長	細 江 幸 恵 君	社会教育 課 長	角 田 隆 志 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐々木 勉 書 記 黒 澤 博 美

庶務係 木 村 暁 美

---

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、お疲れさまです。

現在の出席議員は12名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、1番、石川邦子議員、2番、小林議員を指名いたします。

---

◎認定第1号から認定第7号までの一括上程、報告、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第2、認定第1号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてから、認定第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

各会計決算の認定については、決算特別委員会の付託事件でありますので、決算特別委員会委員長から一括して報告を求めます。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 薫君） 報告第3号。

委員会審査報告書。

令和7年9月18日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

決算特別委員会委員長、千葉薫。

洞爺湖町議会令和7年9月会議において、特別委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

審査期日、令和7年9月16日、17日、18日、3日間。

2、審査の対象。

認定第1号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について。

認定第2号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について。

認定第3号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について。

認定第4号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について。

認定第5号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について。

認定第6号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について。

認定第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について。

### 3、審査の結果。

令和6年度各会計決算認定については、次のとおり意見を付して認定すべきと決定した。裏面をご覧ください。審査意見でございます。

本特別委員会は、令和6年度の一般会計、特別会計、公営企業会計決算について9月16日から18日の3日間にわたり、各事業の報告及び成果等の説明を受け、それぞれ会計ごとに慎重に審査を行った。

一般会計については、歳入割合の多くを占める税外収入は定額減税減収補てんに伴う地方特例交付金及び地方交付税、さらにはふるさと納税寄附金等の増により、税外収入で1.7%、1億1,574万7,000円の増となった。

また、町税収入では、前年度決算と比較し、インバウンドの影響などから入湯税は増収となったものの、固定資産税はマイナスの2.4%の1,414万3,000円の減、町税全体で0.7%の872万8,000円の減となっている。

昨年度の委員会決算報告でも指摘した事項であるが、町税収に限らず、住宅使用料などの公的収入の未済額の増加が見受けられ、受益者負担の公平性の観点からも早期対策を求めるとともに、人口減少に伴う地方交付税の減、また合併特例債の活用期間満了（令和7年度）など、今後も財源の確保は厳しい状況が続くものと想定されることから、さらなる収納対策の強化を図っていただきたい。

歳出では、主に人件費、物件費、普通建設事業費等の増により、前年度と比較し、歳出全体で1,278万9,000円、0.2%の増となった。

その主な要因は、洞爺地区の廃屋施設及び地域交流センターの解体事業をはじめ、本庁舎及び公営住宅などの長寿命化に伴う事業、また人事院勧告に伴う会計年度任用職員の処遇改善などが挙げられる。

今後の事業の実施に当たり、業務の効率化や民間活力の活用など、コストの効率と事業成果の両立を図りながら、庁内の横の連携により、最大限の効果が得られるよう、努力をしていただきたい。

次に、財政の健全化を示す実質公債費比率や将来負担比率については、早期健全化基準値以下を示し前年度と比較しても減となっているが、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は依然として高い傾向にあることから、行財政改革を推進し今後の町財政運営に努めていただきたい。

特別会計及び公営企業会計においては、監査委員の審査意見書に記載のとおり正当性が確認されており、財政運営はおおむね健全であると思われる。

今後、西いぶり広域連合新中間処理施設の起債償還及び旧処理施設の解体に伴う負担金、（仮称）あぶた保育所の新設に伴う各種工事費、公共施設の老朽化に伴う維持修繕費などの支出も見込まれており、次年度以降も厳しい財政運営が続くことが想定されるが、各種行政サービスの維持や必要とされる事業の計画的な推進のため、今後の財政見通しをしっかりと見極め、健全な財政運営に努めていただきたい。

また、有珠山噴火災害をはじめとした自然災害に対する防災対策やそれに付随する課題を急務とし、それに加え景気の低迷に伴う経済対策や加速する少子高齢化などの問題もあり、本特別委員会の審査過程で出された意見や指摘事項等に十分に留意され、引き続き適正な財政運営を図られることを要望する。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで報告を終わります。

なお、決算特別委員会は、議長監査委員を除く全員による委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

それでは、認定第1号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてから、認定第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について、1件ずつ討論と採決を行います。

初めに、認定第1号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件について委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

○議長（大西 智君） 次に、認定第3号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。次、検証に入るわけなのですがけれども、説明員については退席していただいても結構でございます。

それでは休憩をいたします。

(午後 1時16分)

---

○議長（大西 智君） 会議のほうを再開したいと思います。

(午後 1時17分)

---

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、意見書案第5号O T C類似薬の保険適用除外を行わないこ

とを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第5号。

令和7年9月10日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、今野幸子。

賛成議員、小林真奈美。

○T C類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書（案）について、会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

○T C類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書（案）。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2025において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、○T C類似薬の保険給付の在り方の見直しを盛り込みました。

○T C類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されています。

○T C類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり、治療が継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められています。

この間、各市町村では子供の医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなど、子供たちの命と健康を守るための施策を強めてきました。しかし、これまで助成制度の対象となっていた処方薬が○T C類似薬の保険適用除外によって、市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になります。

日本小児科医会からは、保険適用除外は保護者の経済的負担を増し、少子化の中、子育て支援策として全国的に広がっている小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し、子育て妨害ですという指摘がされています。

国民の二人に一人が罹患していると言われていた花粉症の患者や、1,000万人を超えている変形性膝関節症の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねません。

日本医師会も○T C類似薬の保険適用除外について、医療機関の受診控えによる健康被害、経済的負担の増加、薬の適正使用が難しくなることの3点を挙げて、強い懸念を表明しています。

よって、政府は医療費削減ありきではなく、全ての国民が必要な医療を受けることができるように、○T C類似薬の保険適用除外を進めないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 提出者に質問させていただきます。

実は、私は文章の作成能力が弱いというお墨つきをもらっている越前谷であります、この趣旨は理解しているのですけれども、中身の文章で、何点か確認をさせていただきたいと思うのです。

一つには、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増えるということのようでもありますけれども、ここはどういうことを言っているのか伺っておきたい。

それから2点目は、難病患者の家族や日本アトピー協会などが保険適用の継続が求められていますということでもありますけれどもね、このOTCの類似薬というのは、政府が考えているのは例えば風邪だとか胃腸薬は約7割負担だと。あと重い病気ね、重い病気などはこの保険適用がなるのであってね、従来どおりなのですよ。

それを難病患者の家族って、難病患者というのは、医療費は今有料なのですか。どうなのですか。その辺を伺っておきたい。

それから3点目ではありますが、小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し、子育て妨害ってもう物すごい言葉で表しているのですけれども、どういうことを子育て妨害と言っているのか。それから変形性膝関節、これは1,000万人ぐらいいるということでもありますけれども、この方々は保険除外になるのですか。伺っておきたい。

それから、政府は医療削減のありきではなく全ての国民が必要な医療を受けることができるように、これできるのですよね。それがなぜでできるよということになるのか。その辺を伺って再質問させていただきます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 一番初め、自己判断ですね。これは、処方箋がなくても薬が買えるということになりますので、1回1回病院に行かないで、これならこの薬でいいのだというそういう自己判断。

それから、この程度という自分で自分の病気を判断するというか、この程度なら病院行かなくてもいい、診てもらわなくてもこの薬を買えばいいという、そういった自己判断になります。

それと、難病ですね。難病の方は、今、負担のない方と一部負担がある方と、たしかいたと思います。その中でもやはり、例えば塗り薬。難病の中でも塗り薬だとか、ちょっと湿布のような痛み止めの貼り薬、そういったものは保険から除外されるというふうになっていますので、そういうのが自己負担になれば、当然負担が増えてきます。

また、子育て妨害に関しては、ここにも書かれていますように子供支援が、洞爺湖町においては今、無料化されています。しかし、これは保険適用のものが無料になっているのです。

これが適用外の薬が増えることによって、これは自己負担になるわけです。町の無料化の支援からは外れてくる。今のところ、そういうふうになっています。

ですから、子育て世帯において、いろんな皮膚病やちょっとした風邪だとかたくさんそういった病気が起こる可能性はあります。そういった点での子育てに対して今行っていることが削られていくということで妨害という言葉が使われていると。

それから、変形性膝関節症の除外になるのか。これにおいては、やはり医療を受けるのもありますけれども、例えば湿布を貼って済ませるなど、非常に除外になるものが増えていきます。

高齢化するに従って、こういった人が増えてくる。こういうことに対して、除外になる湿布薬だとかいろんなものが除外されているのですね。そういうことでの負担が増えていくということです。

あと何かありましたか。そういうところですか。

○議長（大西 智君） もう一つあります、最後に。全ての国民が。

○5番（今野幸子君） あと、国民の必要な医療を受けることができるように。今、確かに受けるようになっていますが、この類似薬が保険適用外になることによって莫大な薬代が高くなるのです。それによって、医療を受けたくても受けられない状況が起きてくる。

例えば、診察を受けて処方されたとしても、その処方箋に書かれている薬が全て保険適用になるとは限らないのです。ですから、薬代がもう、例えば10割負担ということは今3割負担の人がしたら3倍ちょっとになるのかということ、こういう簡単な計算ではないのですね。もう30倍になる薬もあれば40倍近くなる値段の薬にもなり得るのです。

例えば、アレルギー疾患や何かで病院に行きました。そして、鼻炎性なんかアレジオン錠とかという薬を処方されて、今は3割負担だと大体70円くらいだそうです。ところが、薬局で買うようになれば、同じ成分、同じような効果のある類似薬、これは約2,500円になる。そういった状況があるのです。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それでね、自分、先日の一般質問でもちょっと触れておったのですけれどもね。全国で公的な医療機関に払っているお金がね、48兆円と言いますと、北海道は2兆800億円。それで洞爺湖町はどのくらいだって聞いたはずなのですが、あなたはお存じでしょうね。

それでね、この保険料の医療費の財源の源は何なのですか。源は、医療費の。自分のほうから言ってあげましょう。これはね、現役世代が支払う保険料が大きな源ですよ。

これ以上ね、若い方々に借金を押しつけるとか、これからの子供たちに借金を押しつけるようなそういう手法は取れないという政府の見解で医療費の見直し等々をしなければならぬということなのですよ。

それはあなたのでいけば、これからもっともっと高齢者が増えるわけだから、高齢者が増えるということはイコール医療費も増になるということは目に見えているのですよ。そして

ら今まで以上に借金が増えることが本当にいいのか悪いのか。

そのことをしっかりと、提出者は分かっていることだろうと思うけれども、その辺の見解を伺ってさらに再質問させてください。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 現役世代の負担を少なくする、確かにそういう名目でこれが実施されようとしています。

しかし、先ほど言ったように自己判断とか病院に行く負担が大きくなる、行く負担というより薬の負担が大きくなることで医療を受けなくなる。そういったことにおいて、これは先ほども言ったように、今、子育て世帯せつかく無料化がされているところにまで負担がどんどんかかってくる。外れます。現役世代の人にも増えていきます。

現役世代の人にも、やはり病院にかかる人、いろんな病気の人がおられます。そして、自己判断による重篤する可能性も出てくる。それによって、今以上にその医療費がかかるようになると、これは病院医療関係からの危惧されている言葉でもあります。

ですから、必ずしもこれによって現役世代が減っていくとは限りません。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

今野議員は終わりですか。

3回目。9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 質問していることに答えていないよ。

洞爺湖町の医療費は幾らかと先ほど聞いたはずなのだけれども、何も答えていない。

それとね、あなたの言うその答弁、自分本当に理解に苦しんでいるのだわ。現役、若者世帯に対してね、これ以上借金を押しつけたり、これ以上負担を押しつけるようなことをしてはならないというのが根幹にあるのですよ、政府も。

だから、みんなで、できるだけ多くのみんなである程度の医療費を負担し合って若者に負担を増やさせないような方法として今議論をしようじゃないかということなのよね、これはね。そして、これからやはり政府というのは、やることはやはり国民の世論を高めてね、国民みんな考えようじゃないかという環境を整えようとしているはずなのです。

だから、今の時点でこの時点でうやむやにあるのをね、決めつけて、子育て妨害になるとか、あるいはまた現役世帯に医療費を押しつけるということの問題点とかそういったことは何ら触れていないで、ただただそのようなことはしてはならないという。

本当に財源というのはどこからどう出てくるの。日本の借金というのは幾らだかご存じだと思っただけだけれども、言いましょうか。1,323兆円ですよ。この借金を書いたらね、一人頭は大体1億2,000万人だったら約一人1,000万の借金ですよ、そこで。プラスアルファ各自治体の借金があると重なるわけだけれども。

そういった現状から脱却しなきゃならないというそういう思いで、国は医療費、このOTCというものをどうあるべきだということをやっているわけだけれども、まだまだ世論の声というものを吸収しなければならないという状況の中で、こういう意見書を出すというのは、

私はいかがなものかなと思っていますよ。

いろいろと政府の考え方も骨格も決まっちゃって、これでいくのだということの中で、それはこのようにするべきだというような意見書の提案なら分かるけれども、これから影響を出そうとするのに、洞爺湖町議会としていち早く、あなたの提出者の考え方で採択するとすれば、いささか自分は問題があるのではないかなという気がするのですが、それは妥当性を持ってあなたは提案しているのでしょうか。どうですか。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 先ほどの答弁と重なる部分もあるのですが、現役世代のこれからの保険料ではなくて医療費がどんどん高くなる可能性は、先ほど説明したとおり、あります。こういった点から、決して保険料が安くなるような制度ではないということ。医療費が高くなれば保険料も当然高くなりますよね。

○9番（越前谷邦夫君） だから、財源の源は何だという。

○5番（今野幸子君） だから、そんな保険料を納めている現役世代の人が負担していると先ほど言ったことですよ。国民全員、負担はしていますけど。そういう負担が多いということですよ、言われたのは。

国が言う、現役世代の。

○9番（越前谷邦夫君） 分かった、もう。

○議長（大西 智君） 越前谷議員は冷静になってください。

○9番（越前谷邦夫君） 質問に答えていない。横にそれだ答弁は要らない。

○議長（大西 智君） 最後に、洞爺湖町の医療費の関係で質疑されています。

○5番（今野幸子君） 医療費の総額ですか。ちょっとそれは調べていませんでした。すみません。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、もう質問の3回は終わっていますので。

それでは、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終了いたします。お戻りください。

これから討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書案に賛成し、理由を述べて討論とします。

来年度、2026年度から医療保険の適用除外となる可能性が出てきています。保険適用から除外となれば、風邪薬や抗アレルギー薬、湿布、保湿剤など日常診療で処方頻度の高い薬剤

が対象となることで、患者さんの受診行動や治療継続に大きな影響を与えかねません。

適用除外をすると、約1兆円もの医療費が削減されることがメリットとして挙げられている部分もありますが、裏を返せば、患者の自己負担が増えるということです。

OTC類似薬が保険適用除外になることで、先ほどもありましたけれども、単純に考えても3割負担が10割負担になるわけですから、患者さんの負担は3倍以上増えることとなります。洞爺湖町の子供支援施策の一つである医療費無料にも、除外されれば、保護者の負担増につながります。受診控えで診療の遅れや健康被害を招くおそれもあります。

医療機関を受診する機会が減ることも予想されます。例えば、この程度の発熱なら大した病気ではないだろう、病院に行っても治療薬に保険が適用されないのだから、市販薬で様子を見たほうがよいと考え、市販の解熱鎮痛剤で対症療法している人が、実は膠原病や血液疾患などの重大な疾患にかかっていることもあり得ます。過度な受診控えは適切な診療や診断や治療の遅れ、疾患の重症化などにつながりおそれがあります。

OTC類似薬が保険適用除外となることで、医師の処方にも変化が生じる可能性があります。医師によっては、患者さんの費用負担が大きい薬、費用負担を軽減できる薬を考えるのではないのでしょうか。医師の処方行動が変化することで、想定ほど社会全体の医療費削減につながらない、むしろ高くなってしまいう可能性もあるとの意見もあります。

ほかにも様々な懸念点があることから、日本医師会や患者会などからはOTC類似薬の保険適用除外に反対する意見が多く出されています。患者さんの負担増や健康被害のリスクを生む懸念のある保険適用除外は、経済的な事情で健康格差や医療格差につながる可能性もあり、国民皆保険制度の趣旨からも望ましいとは言えないと思います。

以上の理由で、意見書案に賛成討論といたします。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第5号OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書案についてを採決いたします。

反対討論は終わりました。

採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第5号OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書案については否決されました。

---

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、意見書案第6号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 意見書案第6号。

令和7年9月10日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、小林真奈美。

賛成議員、今野幸子。

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）について、会議規則第9条第二項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。

裏面をご覧ください。読みまして、説明とさせていただきます。

核兵器禁止条約の参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）。人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が2021年1月22日に発効し、現在94の国と地域が署名、73か国が批准しており、核なき世界を求める声広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押しました。

開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる。と核兵器による威嚇を行い、その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドを行っているイスラエルの閣僚が、ガザ地区への核兵器の使用を選択肢の一つと発言しました。

核兵器の存在によって、人類の生存が脅かされていることは明白になっており、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して、核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。

洞爺湖町は、2008年の洞爺湖サミット開催年に、恒久平和の実現を願って洞爺湖町非核平和の町宣言を行いました。宣言文の中には、とりわけ核兵器を廃絶し、核戦争の恐れのない世界を構築することは、ただ一つの被爆国日本の崇高なる使命である。と明記しています。洞爺湖町の未来を担う子どもたちのためにも、美しく豊かな自然を守り、平和な未来を引き継ぐことは、私たちに課せられた責務でもあります。

よって、洞爺湖町議会は、被爆80年を迎えた今年こそ広島、長崎の原爆被害を体験した日

本の政府に、核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 以前の意見書のときに、日本の国は安保条約で守られているということでああなたの得意の分野をとうとうと述べてくれたのですが、あの意見というのは私も賛同しているのですけれども、この安保条約のどんな部分で日本の国は支えられていますか。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 安保条約のどのような部分で日本は支えられていますかという質問だったかと思います。

アメリカの傘の下、守られているという方もいらっしゃいますが、私としては必ずしもそうではなく、逆にアメリカの戦争に巻き込まれる可能性が出ると考えています。

戦争は、一旦始まってしまえば際限なく続いていきます。今のウクライナやガザの状況がそうではないかと思しますので、やはり日本は唯一の戦争被爆国として、今世界には1万2,000発の核兵器があるということで、その大部分がロシアとアメリカが保有している。

でも、核兵器があるからといって戦争が防げるということではないことが、今回のウクライナやイスラエル・ガザの攻撃の状況で、分かってきたのではないかと思います。私としては、やはり核兵器を地球上からなくすことこそが必要だと思っています。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁で提出者の考え方というのはよく分かったのですが、自分自身も核は絶対に反対です。反対の立場です。

ノーモア長崎、ノーモア広島と言って、やはり核の廃絶は永久に私も訴えていかなきゃならないなと思っている一人でありますけれども、これだけ多くの国が核を保有していると。そうすると、我が日本国を守ってくれているアメリカがもし核を廃絶したならば、どのような環境になるかというのは目に見えているような気がしてならないのですよね。

したがって、私はやはり何といても、提出者の皆さん方も訴えているだろうと思うのですが、平和外交というものを強化していただきたいという思いを持って、今あなたに質問しているわけですが。

もっともっとやはり平和はどうあるべきなのか、あるいはまたこれから担う子供たちや時代を背負う若者にどういう平和というものを定着できるように、平和を基礎になるような、そういう存在力を高めるようなご意見というのはありますか。お聞かせください。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 今、議員のほうから平和外交の大切さとかありましたけれども、私も本当にそれが一番重要ではないかなと思っています。

ベトナムとかタイとかを含む国々では、そういう対話を大事にしていろいろな課題を、その地域の課題を年間600回ぐらいも会話を重ねて、対話で解決しようというそういう流れができています。

なので、やはり私たち、この日本の国もそういう対話を大事にした、戦争は絶対に起こさないのだというそういう覚悟を持った対話をどんどん、政府はもちろんですけども、民間の団体でも進めていくことが大事だと思います。

7月にノーベル平和賞を受賞した日本被団協の田中熙巳さんのお話を聞く機会がありました。被爆後、被爆にあったことさえ言えずに、何年間も苦しみながら、やっと決意してこの被害の実態をみんなに訴えて、そして核兵器廃絶のそういう運動が広がって、やっと戦後80年になって、こうやって核のタブーが世界中に伝わってきました。長い、長い年月、被爆者の方たちは、決して。

○議長（大西 智君） 小林委員、まとめて答弁をお願いします。

○2番（小林真奈美君） なので、時間はかかるとは思いますけれども、やはり粘り強く、息長く私は訴え続けていきたいと思っています。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 1点だけね、答弁されていないのですよ。

もしアメリカが核を廃絶しちゃったらね、どのように日本の国は守られるのだろうかというのを質問したはずなのですけども、その辺の答弁と。

やはり何といっても、今出されているように自分も申し上げたけれども、平和外交というものをね、やはりしっかりと前進されるような、そういう環境の整備だとか、あるいはまた理念の正当化だとかというものをどんどん図っていかなければならないのではないかなと思うのですけれども、その辺をもう一度、考え方をお聞かせください。

○議長（大西 智君） 小林議員、まとめて簡潔にお願いいたします。

○2番（小林真奈美君） アメリカの核保有で守られているのではないかという、それに対してどう考えているのかということだったのではないかなと思っています。

ただ、核がなくなったら日本の国はどうなるのかというのは、日本は独立国ですから、世界の軍事同盟からしっかり独立して、日本の平和憲法を生かした外交をやっていくことこそ、私は必要だと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） もう一点、平和外交の関係でしたね。

○2番（小林真奈美君） 平和外交に対する理念。大変ちょっと難しい質問なのですが、理念と言われるととても難しいのですけれども、やはり私はお互い対等の立場での関係での対話だと思っています。決して強いものが、相手を力で抑えるような外交では、私は駄目だと

思っています。

答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終了いたします。お戻りください。

これから討論を行います。

討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

なければ、次に原案に賛成者の発言を許します。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） 意見書案第6号核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論させていただきます。

原爆が投下された8月6日、8月9日に広島、長崎においてそれぞれで平和祈念式典が行われました。そこで被爆者の声が読み上げられました。

その中で、私の周りにはガラスが突き刺さった人、首が半分取れた赤ん坊を抱きしめながら泣き狂っているお母さん、右にも左にも石ころのように転がっている死体など、または死んでもいいから水を飲ませてほしいと泣き叫ぶ少女に対して水を飲ましてあげればよかったと今でも悔やまれているというそういった言葉が出されていました。

その一方では、武力には武力をの戦いが対立と分断の悪循環で紛争が激しくなり、その中で核の威嚇、そういった声まで出てきています。

この中で、機能不全に陥りかねない核兵器不拡散条約にこの禁止条約は核の軍縮、そしてこの不拡散条約の体制にも礎として有効に機能するための力強い後ろ盾となります。この意見書は、他党や、また住民の運動により、この意見書を次第に可決する自治体も増えていきます。

世界中での平和に向けた対話、これも繰り返し行うことが必要と考えています。また、核の実験等による放射線などによる地球規模での危機も危惧されております。

唯一の戦争被爆国日本にある平和憲法や非核三原則を守るとともに、洞爺湖町非核平和の町宣言の下、被爆者、そして被爆国を新たに作ることを許すことのないよう、この意見書案第6号核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書（案）に賛成するものといたします。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第6号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第6号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）については否決されました。

---

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、意見書案第7号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

石川邦子議員。

○1番（石川 邦子君） 読み上げまして、ご提案を申し上げます。よろしく願いいたします。

意見書案第7号。

令和7年9月10日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、石川邦子。

賛成議員、室田崇行。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について、会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。

加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2、地域医療を確保するため、公立病院を含めた医療機関への財政支援と必要な財源を確保すること。

3、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

4、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

5、政府として、減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ、国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

6、地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

7、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2025年9月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号地方財政の充実強化に関する意見書案については、原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを議題といたします

提出者の説明を求めます。石川邦子議員。

○1番（石川 邦子君） 読み上げまして、ご提案を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

意見書案第8号。

令和7年9月10日。

洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、石川邦子、同じく大屋治、同じく五十嵐篤雄、同じく今野幸子、同じく石川諭、同じく板垣正人。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について、会議規則第9条第3項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保

することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層進めるため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3、人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月10日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

---

◎承認第2号議員の派遣について

○議長（大西 智君） 日程第7、承認第2号議員の派遣についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

原案のとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から12月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時24分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員